

日本IVR学会

専門医制度規約

第1章 総 則

第1条 目 的

この制度は、インターベンショナルラジオロジー（以下IVR）の進歩に即応し、生命倫理に配慮したIVR 専門医の養成を図り、IVR の健全な向上発展を促し、広く国民に啓蒙し福祉に貢献することを目的とする。

第2条 規約の施行

日本IVR学会（以下本学会）認定専門医制度規約の資格認定ならびに更新の施行にあたり、本規約に定められた規定に従うものとする。

第3条 規約の適用

この規約は専門医の認定あるいは更新を申請する場合において適用する。

第4条 地域の区分

業務を円滑に施行するために全国を次の6 区に区分する。

北日本地区（北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、新潟）

関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野）

中部地区（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）

関西地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良、和歌山）

中国四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第2章 委 員 会

第5条 委員会の設置

1. 本学会は前条の目的を達するために、専門医制度委員会をおき、専門医制度全体を統括し、規約、規則を制定し、その下に業務を円滑に遂行するために小委員会としてカリキュラム・サブスペシャリティ委員会、専門医資格・修練施設審査委員会、専門医試験委員会、救急IVR認定医委員会、eラーニング委員会をおく。

2. 小委員会の設置および委員は専門医制度委員会委員長が委託決定し、理事会に報告する。

第3章 専門医制度委員会

第6条 業 務

1. 専門医制度委員会及び常置小委員会はこの規約によって以下の業務を行う。

- 1) 専門医制度に関する諸問題の検討。
- 2) 専門医資格認定および専門医修練施設の認定。
- 3) 専門医の適否の判定。

- 4) 専門医の認定審査に必要な調査。
- 5) 本施行規約ならびに細則の改正に関する審議。
- 6) 専門医認定業務に関する事項の決定と、理事会を介して機関誌および会告によって会員に公告する業務。
- 7) 試験の期日、試験方法、試験場の設営、書類の管理についての理事会への報告。
- 8) その他本制度の遂行に必要な業務。

第7条 委員の選出

本学会理事長は理事会の議を経て、理事の中から担当理事ならびに委員長を任命する。委員長は代議員の中から委員を指名する。

第8条 委員の任期

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第9条 欠員の補充

委員に欠員が生じたときには理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 専門医の資格認定

第10条 業務

1. 専門医制度委員会は専門医制度全体を統括し規約、規程を制定する。また、専門医の審査に関して以下の業務を行う。
 - 1) 修練カリキュラムの設定と公示を行う。
 - 2) 専門医申請資格及び認定審査に必要な書類の審査を行う。
 - 3) 専門医試験の施行と成績判定を行う。
 - 4) 修練施設の選定を行う。
 - 5) 専門医更新のための資格審査および評価を行う。
 - 6) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項を行う。

第5章 専門医の申請資格

第11条 申請資格

1. 専門医の認定を申請するものは次に定めるすべての資格を有する。
 - 1) 日本国の医師免許を有すること。
 - 2) 入会后、継続して5年以上本学会会員であること。
 - 3) 本学会の認めるIVRに関連する学会の専門医に相当する資格を有すること。
 - 4) 本学会が認定した修練施設において、2年以上のIVRの修練を行っていること。
 - 5) 上記3)に該当しない本学会会員については別に定める。

第6章 専門医の認定方法

第12条 申請書類

1. 専門医の申請にあたっては、日本IVR学会IVR専門医研修記録簿に、専門医試験を受ける過去5年間の下記内容を記載の上、提出する。

- 1, IVR専門医研修歴*
- 2, 研修実績表*
- 3, IVR専門医研修終了確認書**
- 4, 研修カリキュラム達成度*
- 5, その他の研修記録・業績目録

第13条 審査

1. 専門医資格認定は書類審査により申請資格を審査し、専門医受験資格を判定する。専門医試験の結果を総合的に審査し、統括した後に、専門医制度委員会委員長が理事会に報告する。専門医資格は次に定める基準に従って審査を行う。

- 1) 専門医として十分な内容の経験を有すること。
- 2) 専門医として十分な内容の学術研究を行っていること。
- 3) 試験において高い評価が認められること。

第14条 試験

1. 専門医試験委員会は試験問題の作成、試験の実施、成績集計を行い、専門医審査にあたっての資料とする。試験は以下に従って行われる。

- 1) 年1回行い、試験方法は別に定める。
- 2) 試験官は専門医の資格を有するものに委託される。
- 3) 受験を希望するものは以下の各号を定められた期限内に提出する。
 - イ) 第6章第12条に定められる書類一式
 - ロ) 受験票
- 4) 所定の受験料をおさめること。
その金額は別に定める。

第15条 専門医の認定

専門医試験委員会は試験結果に基づく審査を行い、所定の基準を満たすものを専門医として認定し、理事会に報告する。

第16条 専門医証の交付

専門医に対して、理事長は専門医制度委員会の議に基づいて、専門医証を交付する。

第17条 専門医の有効期間

専門医の有効期間は5年とする。以後は第6章第18条で定める更新手続きを要する。

第18条 専門医の更新

1. 更新のための認定を申請するものは次に定めるすべての資格を有する。
 - 1) 継続して本学会会員であること。

- 2) 本学会専門医であること。
- 3) 過去5年の間に、本学会の認定する学術集会にて所定の点数をおさめること。必要な学術集会等単位数については別に定める。
- 4) 過去5年間の研修実績、診療実績等を報告すること。詳細は別に定める。

2. 専門医の更新申請にあたっては、次に定める資料を提出する。

1) 専門医更新資格を証明する資料

3. 所定期間内に更新を行えなかった場合は、その理由を書面にて提出し、専門医制度委員会の議を経て更新の申請を行うことができる。

1) 該当する者の有効期限は正規の手続きの残余期間とする。

4. 専門医更新は申請書類に基づく審査を行い、所定の基準を満たす者につき専門医の更新を認める。

第7章 専門医の資格喪失

第19条 資格喪失

1. 専門医の資格は以下に定める場合に喪失する。

- 1) 死亡あるいは本人より資格取り消しが申請された場合。
- 2) 認定後5年を経過し、更新の申請が行われなかった場合。
- 3) 専門医申請資格が満たされなくなった場合。
- 4) 専門医資格の停止が理事会より報告され、代議員会にて議決された場合。

第8章 専門医修練施設の認定

第20条 業務

修練施設認定は本学会のカリキュラムに従った修練を行うための施設を選出する。

第21条 認定方法

1. 修練施設認定は以下に定める条件に基づいて修練施設を認定し、専門医制度委員会委員長がこれを理事会へ報告する。

1) 修練施設は、1名以上の専門医が常勤し、十分な指導体制がとられている施設であることを基本条件とし、以下の要件について適切であるかを判定し認定する。結果は専門医制度委員会を通じて理事会へ報告する。

修練施設認定基準

1) 1名以上のIVR専門医（研修指導管理責任者）が常勤し、十分な指導体制がとられている施設であること。

研修指導管理責任者はIVR専門医を志す者に直接指導するIVR修練施設におけるIVR専門医であり、カリキュラムの策定、研修達成度評価を行う。研修指導管理責任者は、IVR専門医認定試験受験を希望する者の研修内容ならびに研修状況を確認し、受験資格取得に相応しいと判定した場合に、研修修了確認書と人物評価も含めた受験推薦文を作成し、署名捺印をする。研修指導管理責任者は、施設認定更新時に更新申請書類を専門医制度委員会に提出する。

2) デジタル化された血管造影装置か、X線TV装置がある。

3) IVR専門医によるIVR件数が100件以上/年で、その内容が著しく偏っていない。

4) 100例に数えられるIVRの症例は、web登録に登録可能な症例とする。

第9章 修練施設の資格喪失

第22条 資格喪失

IVR学会専門医修練施設に認定された機関は、第8章に定める条件を継続的に十分満たされなくなった場合に認定を喪失することがある。これを審議し、専門医制度委員会委員長は結果を理事会に報告する。

第10章 規約の改廃

第23条 規約改廃の決定

本専門医制度にかかわる規約の改廃は、理事会の討議、承認を経て決定される。

第11章 付 則

第24条 本規約は2002年5月12日をもって発効する。

第25条 この規約の細則は、理事会の承認を経て、適宜改訂することができる。

2003年5月17日より改定施行する。

2006年5月20日より改定施行する。

2012年6月1日より改定施行する。

2024年1月12日より改定施行する。

日本 IVR 学会

専門医制度施行細則

第 1 条 本学会専門医制度の施行にあたり、規約に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。

第 2 条 本制度の円滑な運用と専門医試験の実施のため、理事会は専門医制度委員に専門医試験の試験官を委嘱する。

第 3 条 本学会は、以下の学会を IVR に関連する学会と認める。

1. 日本医学放射線学会
2. 日本脳神経血管内治療学会
3. 日本脈管学会
4. その他

第 4 条 第 5 章第 11 条 5)に該当する者については、5 年以上の修練を前提とした基本領域学会での専門医資格を有しているかに関して、専門医制度員会で個別に申請資格の審査を行う。

第 5 条 試験は、筆記試験、口頭試験を行い総合的に判定する。実施方法は専門医制度委員会で決定する。

第 6 条 専門医資格認定にあたり、被認定者は所定の受験料を納めなければならない。専門医の受験料は以下の通りとする。

1. 受験料（書類審査も含む） 30,000 円・登録料 20,000 円
2. 既納の受験料は返却しない。

第 7 条 審査の結果、専門医に認定された者の氏名を本学会雑誌（ニュースレター）に発表する。

第 8 条 専門医の更新に必要な学術集会等の単位数は以下の通りとする。

1. 必要な学術集会（論文単位も含む）単位数は 5 年間で 100 単位以上とする。

2. 専門医の更新における単位取得対象学術集会ならびにその単位数を認定内規により別に定める。

3. 該当しない学術集会は、学術集会の責任者または学術担当者等より認定申請があった場合に、専門医制度委員会において審査を行い、認定し、理事会に報告する。

第9条 この細則は2002年5月12日より施行する。

この細則は2006年5月20日より改定施行する。

この細則は2012年6月1日より改定施行する。

この細則は2024年1月12日より改定施行する。